

会 告

平成 24 年 11 月 27 日

一般社団法人日本透析医学会
理事長 水口 潤

公益目的財産額の確定について

内閣総理大臣から、別紙の通り、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 69 号）第 33 条第 3 項に基づき、本学会の公益目的財産額の確定について通知がありました。合わせて本学会の公益目的支出計画の実施期間を 4 年とする旨通知がありましたのでお知らせいたします。



府益担第8978号
平成24年11月27日

一般社団法人日本透析医学会
代表者 秋澤 忠男 殿

内閣総理大臣
野田 佳彦



公益目的財産額の確定について（通知）

平成24年9月2日を算定日とする貴法人の公益目的財産額については、誤りがないと認められますので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第69号）第33条第3項に基づき、下記の額を貴法人の公益目的財産額とする旨、通知します。

また、貴法人の公益目的支出計画の実施期間を下記のとおりとする旨、併せて通知します。

記

公益目的財産額：735,031,364円

公益目的支出計画の実施期間：4年間